

## 「環日本海学会優秀論文賞」選考規定

1. 本学会は、環日本海研究の一層の発展を図るために「環日本海学会優秀論文賞」を設け、毎年1回、当該期間(前年度6月1日～今年度5月末日)に発表された若手会員の優秀な論文に対して賞状と副賞を贈り、これを顕彰する。
2. 選考対象となる論文は、論文発表時の年齢が40歳未満の若手会員による単著で、次の何れかの条件を満たす論文とする。ただし、大学院在学中の者は、この年齢規定の限りではない。  
環日本海学会誌『環日本海研究』掲載論文  
上記以外の学術誌(但し、商業誌は除く。また、レフェリー付きのものに限る)に掲載され、学会員の推薦を得た論文
3. 常任理事会は、会員の中から「優秀論文賞選考委員会」の委員長と若干名の委員を選出し、受賞論文の推薦を依頼する。
4. 常任理事会は、「優秀論文賞選考委員会」の推薦に基づいて審議を行い、受賞論文を決定する。
5. 受賞者の氏名と論文名は、学会誌『環日本海研究』並びに学会ホームページに掲載し、その栄誉を称える。
6. 「環日本海学会優秀論文賞」の選考にかかわる細目規定は、常任理事会が別途これを定める。

(2005年7月30日第4期第6回常任理事会)

(用字用語・語句の統一 2006年8月7-21日第5期第3回常任理事会)

## 「環日本海学会優秀論文賞」の選考にかかわる細目規定・応募要領

1. 「環日本海学会優秀論文賞」の選考対象となる論文を推薦しようとする学会員は、以下の書類一式を学会事務局に提出しなければならない。
  - (1) 推薦状【別紙所定様式(様式7)】 1部
  - (2) 論文の現物・コピー 正副計5部
2. 前項の応募書類一式の提出締め切り日は、6月30日とする。
3. 常任理事会は、前項の応募書類一式の提出締め切り日の直前に開催される常任理事会において、会員の中から「優秀論文賞選考委員会」の委員長と若干名の委員を選出するものとする。
4. 「優秀論文賞選考委員会」は、常任理事会の求めに応じて、応募書類一式の提出締め切り日以降、速やかに応募論文を審査し、常任理事会に審議結果を報告しなければならない。
5. 常任理事会は、第2項に定める応募書類一式の提出締め切り日の直後の学術研究大会において、当該年度の「環日本海学会優秀論文賞」を公表・表彰するものとする。
6. 「環日本海学会優秀論文賞」受賞者には、賞状と副賞を贈り、これを顕彰する。

(2006年8月7-21日第5期第3回常任理事会)